

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで、農林業経営を初め、冬期観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展などに貢献してきた免税軽油制度が、平成30年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械の動力源として使用する軽油について軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、農業用機械や船舶、鉄道、スキー場産業の索道事業者が使うゲレンデ整備車や降雪機など幅広い事業の動力源の用途などに認められてきたものであります。

この制度が廃止された場合には、スキー場を初めとした冬期観光産業や農林水産業など幅広い産業において大きな負担増を強いられ、経営維持が困難となるとともに、地域経済にもはかり知れない影響を与えることとなります。

よって、国においては、今後も免税軽油制度を継続されるよう強く求めます。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年10月12日

宮城県大崎市議会議長 門 間 忠

内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
参議院議長

） 殿